

～ごみ出しのルールについて～

時間外に出されたゴミや、分別ルールが守られていないごみは収集されません。収集されないごみは出した方に片づける責任があります。ごみを出すときは以下の点に注意しましょう。

- ・ごみは朝 8 時前に、指定された収集日に出してください
- ・ごみは分別ごとに指定ごみ袋に入れて出してください。指定袋以外に入られたごみは収集しません。ごみ指定袋は木曽郡内の証紙取扱店で購入できます。
- ・ごみの収集日は地区ごとに決められています。ごみを出す際はご自分の地区の収集日を確認してください。
- ・生ごみは水気をよく切ってから、指定のごみ袋に入れてください。また、水切りネットは分解できるものであっても確認ができないため、生ごみの指定袋には入れないでください。
- ・ペットボトルと発砲スチロールは、収集日に指定のごみステーションに収集用のネットが用意されます。ガラスびんは収集用のコンテナが用意されます。
- ・ガラスびんと蛍光管は割れているものもリサイクルできます。気を付けて出してください。
- ・ガラス板やガラス製の食器等、ビン以外のガラス製品はリサイクル収集していません。不燃ごみとしてガラス・陶器の日に出してください。また、乳白色のびんは陶器との判別が困難ですので、リサイクル収集していません。不燃ごみとしてガラス・陶器の日に出してください。
- ・洗っても汚れや臭いが取れないガラスびんやペットボトル、発砲スチロールはリサイクルできません。ガラスびんは不燃ごみとしてガラス・陶器類の日、ペットボトルと発砲スチロールは可燃ごみとして出してください。
- ・スプレー缶やガス缶を捨てる時は、必ず中身を使い切ってから缶に穴をあけて出してください。
- ・ダンボール、古紙類の収集は雨により中止となる場合があります。中止のときは朝 6 時 50 分頃に広報でお知らせしますので、ご注意ください。
- ・プラマークのないものはプラ容器ごみの対象外です。可燃ごみとして出してください。また、ビニール袋などにごみを入れて、プラ容器指定袋に入れなくてください。

※上記以外でごみ・資源物の出し方にお困り・お悩みの際は、木曽クリーンセンター発行の「リサイクルとごみの出し方の手引き」を確認してください。上松町ホームページでも確認できます。

※または、役場生活環境係（TEL 0264-52-4802）までお問い合わせください。

詳しくは、

上松町 ごみ

